

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所長から次のとおり公共測量を終了したことについて通知がありました。

平成二十六年五月二十日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（数値撮影及び数値修正）
- 二 測量の地域 大和川水系直轄管理区域のうち奈良県域
- 三 測量の終了年月日 平成二十六年二月二十八日